

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するための今後の方針

令和3年9月29日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

京都府に発出されている緊急事態宣言が9月30日をもって解除されますが、今後も、引き続き感染防止対策に取り組む必要があることから、京都府が示した「感染リスクを低減するための取組について」に準じて、京丹波町では、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施します。

町民の皆様におかれましては、感染再拡大を抑制するための取り組みについて、引き続きご理解とご協力をお願いします。

◆ 感染リスクを低減するための取り組み

(1) 取組期間

- ・10月1日（金）0時から10月21日（木）24時まで
（催物（イベント等）の開催に係る取り組みは10月31日（日）まで）

(2) 基本的な感染防止対策

- ・ワクチン接種の有無にかかわらず、次の3つの基本的な感染防止対策を徹底してください。
 - ① 正しいマスクの着用
 - ② こまめな手洗い
 - ③ 外出先での手指消毒設備の活用
- ・マスクを着用する場合は、強い負荷の運動や作業は避け、こまめに水分補給を行うとともに、周囲の人と十分な距離が確保できる場合は、マスクを一時的に外すなど、熱中症対策を行ってください。
- ・人と人との距離を確保し、屋内ではこまめに換気を行ってください。
- ・少しでも体調が悪い場合は、外出を控え、医療機関に相談してください。

(3) 飲食機会における注意

- ・路上、公園等の屋外での飲食、ホームパーティーなどは控えてください。
- ・飲食店の利用時は、「きょうとマナー」を守ってください。

<きょうとマナー>

- ① 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- ② 会話の時は、マスクを着用！
- ③ 食事前、退店時には手指消毒を！
- ④ お店では大声で話さないでください！
- ⑤ 2時間、同一テーブル4人までを目安に！

(4) 外出時の注意

- ・帰省や旅行・出張など都道府県間の移動の際には、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・感染状況等に応じて、京都府内での外出や移動を自粛するとともに、感染が拡大している地域との移動は自粛してください。
- ・家族や普段行動をともにしている人と少人数で行動し、混雑する場所や時間を避けてください。
- ・外出先と自宅との間では直行、直帰し、移動前後の立ち寄り先等での感染リスクを避けてください。

(5) 発熱等の症状がある方へのお願い

- ・発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさの症状）がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談してください。
- ・自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いを行ってください。
- ・極力、個室で過ごして部屋から出ないようにし、共有スペースの利用は最小限にしてください。

(6) 同居者に発熱等の症状がある方へのお願い

- ・同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等により同居者の療養環境を確保してください。
- ・同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱等がある場合と同様に注意してください。

(7) 催物（イベント等）における感染を防ぐために

イベント主催者等の皆様には、以下の要件に沿った開催をお願いします。

- ① 実施期間 10月31日まで
- ② 上限人数 5,000人以下もしくは施設の収容率の50%以内
(大声での歓声等がない場合は100%、10,000人を上限)
の人数のいずれか大きい方。
- ③ 開催時間 午後9時まで
- ④ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを実施する場合は、事前に、京都府の相談窓口にご相談してください。

(新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム 075-414-5658)

(8) 施設の使用制限等

- ① 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗については、次に掲げる「営業にあたっての要請事項」を遵守してください。

（営業にあたっての要請事項）

- ・従業員に対する検査を受けることを勧奨
 - ・感染防止のための入場者の整理及び誘導
 - ・手指消毒設備の設置、施設の消毒と換気
 - ・発熱、体調不良の症状を有している者の入場の禁止
 - ・マスクの着用、その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知
 - ・正当な理由がなく、マスク着用、その他の感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの者の退場を含む）
 - ・アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等、飛沫感染防止対策等の対策の実施
 - ・カラオケ設備の使用の自粛
 - ・CO₂センサーの設置
 - ・業種別ガイドラインの遵守
- ② 体育館やグラウンド、公民館など町の管理施設については、公職選挙法で定める個人演説会で使用する場合を除き、次のとおり制限した上で、施設の使用を認めます。体育館、グラウンド、集会場等及び運動施設については、「新しい生活様式に基づく京丹波町社会教育施設等利用ガイドライン」を遵守してください。

使用者	町内在住者もしくは町内団体に限る。
使用時間	1団体・個人につき1日3時間以内 使用は午後9時まで
その他	大会、イベント等の開催は控えてください。

町の管理施設

【小中学校の体育館及びグラウンド等】

竹野小学校	丹波ひかり小学校	下山小学校
瑞穂小学校	和知小学校	蒲生野中学校
瑞穂中学校	和知中学校	

【集会場等】

中央公民館	桧山公民館	梅田振興センター
三ノ宮基幹集落センター	質美振興センター	下大久保文化教育センター
和知ふれあいセンター	和知生涯学習センター	山村開発センターみずほ
わーふ館		

【運動施設】

上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド	三ノ宮農村公園グラウンド
わちグラウンド	旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	わち夢広場	

【公園】

須知川水辺公園	須知公園
---------	------

(9) 職場における感染防止対策

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進、時差出勤、テレビ会議の活用等により、職場や通勤中での「密」を回避してください。
- ・居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、移動時の車内等）での感染対策を徹底してください。
- ・ワクチン接種を希望する従業員等が、安心して速やかに接種できる職場環境に配慮してください。
- ・体調に不安のある従業員に対して、感染予防のための就業上の配慮や、休暇を取得しやすい環境づくりを推進してください。

◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項「(9) 職場における感染予防の徹底」と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

◆ 町主催の会議等について

- ・町が主催する会議等については、必要最小限の規模、時間により、感染予防対策を講じた上で開催します。

◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔幼稚園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ、保育所〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。

◆ ワクチン接種済の方も、引き続き感染予防対策を

- ・ワクチン接種を完了した方も、引き続き、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、消毒などの感染予防対策をお願いします。